

令和7年度 事業計画書

【はじめに】

公益社団法人つがる市シルバー人材センターは、この一年間、高年齢者の社会参加を促し、これら高年齢者の経験と技能を活かした「活力ある地域社会づくり」に努めてきました。

現在、少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少の一途をたどり、様々な職種で人手不足が深刻化しており、とりわけ、人手不足分野での高年齢者の就業促進が求められています。

しかしながら、会員の高年齢化、疾病・傷病による退会や高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業確保措置が努力義務化されたことなどによる新規登録会員の減少と相まって、会員の減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。

シルバー人材センター事業の安定的運営を図るには、「会員の拡大」は喫緊の課題となっており、地域に潜在している人材に向けての積極的な新規入会活動の取り組みが求められています。

一方で、令和5年10月に施行された「インボイス制度」や令和6年11月に施行された「フリーランス法」への対応など、シルバー人材センター事業を取り巻く環境は大きく変化し、多様化してきていることから、今後一層厳しい事業運営が予想されます。

このことから、フリーランス法への対応として、現行の契約方法を見直しし、新たな契約方式に移行することが求められており、発注者・会員への周知や会計・経理事務など、事務処理体制の整備をすすめていかなければなりません。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）

働き方の多様化がすすむ中、個人事業者（以下「フリーランス」という）として働く人々が、受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスに発注する事業者（発注者）に対して就業条件等の明示を義務付ける措置を講じ、フリーランスに係る取引の適正化及び就業環境の整備を図る法律。（令和6年11月1日施行）

現在、シルバー人材センターにおいて、シルバー会員に就業機会を提供する業務等を行っていますが、現状のシルバー人材センターが果たしている役割や責務等が変わらないという前提で、シルバー人材センターの契約方法を「発注者・センター・会員の3者による包括的な契約」に見直しするものです。

【事業実施計画】

シルバー人材センター事業の基盤である「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に取り組み、高齢者の就業と社会参加を促すとともに、地域社会のシルバー人材センター事業に対する理解を深める取り組みをすすめます。

1. 就業機会提供事業

会員の希望、知識、経験等を考慮しながら、就業機会の提供のため、以下の事業をすすめます。

1) 就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の簡易な業務に係る就業を希望する会員に対し、請負または委任により就業機会を提供し、地域に密着した就業を通じて公益性を確保しながら、地域社会から信頼されるシルバー人材センターを目指します。

2) 労働者派遣

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の簡易な業務に係る就業を希望する会員を対象に、法令を遵守した適正な「労働者派遣」により就業機会の提供を行います。

3) 有料職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の簡易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する会員を対象に、法令を遵守した適正な「有料職業紹介」による就業機会の提供を行います。

2. 就業機会確保事業

会員の安全・適正就業を図りながら、就業機会の確保のため、以下の事業をすすめます。

1) 安全・適正就業の推進

①「事故ゼロ」を目標に、安全・適正就業対策委員会が主体となり、計画的に安全パトロールを実施し、再発防止のため取り組みをすすめます。

また、「安全・適正就業に関する研修会」を実施し、会員の安全意識の高揚に努めます。

②グループ就業やローテーション就業、ワークシェアリングを推進し、就業機会の公平化・適正化を図ります。

また、グループ就業にあたっては、グループリーダー制を取り入れ、受注業務の効率化に努めます。

③「適正就業ガイドライン」を徹底し、請負・委任に適さない受注は、労働

者派遣や有料職業紹介で対応するなど、適正な就労をすすめます。

2) 普及啓発活動

シルバー人材センター事業の理念、意義、活動等を地域社会に広く周知し、シルバー事業に対する理解を深めてもらうために、ホームページや市広報誌などを活用した情報発信に努めます。

また、全シ協が普及啓発月間として設定する「シルバーの日（10月第3水曜日）」に呼応し、清掃奉仕等のボランティア活動を実施します。

3) 就業開拓確保事業

①役職員による民間企業、公共団体等の訪問活動を実施し、「新規就業の開拓」や「継続契約の確保」などに努めます。

②センターの事務処理のデジタル化をすすめ、ウェブ上で発注者からの受注や新規会員の加入手続き、会員との連絡調整が可能となる環境整備に努めます。

また、フリーランス法で義務化される「会員に対する就業条件の明示」等に対応するため、デジタル機能を強化して事務処理の効率化・簡素化を図ります。

③60歳以上の市民や会員を対象とした技能講習会（連合会主催）を実施し、受講者のスキルアップを図るとともに、「会員の拡大」や「就業機会の拡大」につなげます。

また、会員への就業情報等の配信や会員との連絡調整機能を強化するため、会員を対象とした「スマホ操作スキルアップ講習会」を実施します。

④会員及び役職員による「新規会員獲得運動」の取り組みを強め、会員の拡大と就業機会の提供に努めます。

⑤全国的に空き家・空き地の荒廃化による生活環境への影響が懸念されています。

つがる市と連携し、空き家等の管理事業をすすめていきます。

⑥センター自らが高齢者のための就業機会を創出し、独自事業の開拓に努めます。

3.会員交流事業

「会員互助会」による会員の社会奉仕活動や交流活動を支援し、事業の普及、拡充に努めます。

4.法人管理事業

1) 賛助会員入会の取り組み

当センターの目的に賛同する個人・団体に対し、シルバー人材センター

事業に係る諸々の情報提供を行い、積極的に入会の取り組みをすすめます。

《賛助会員の入会状況（令和7年3月末現在）》

社会福祉法人 つがる市社会福祉協議会
東京海上日動パートナーズ東北青森支店 津軽支社
ヤンマーアグリジャパン株式会社 木造支店
有限会社 成弘電機
株式会社 葛西商事
有限会社 さとう農園
株式会社 弘前事務機器商会 五所川原支店
株式会社 トヨタレンタリース青森 五所川原支店

以上 8団体（順不同・敬称略）

2）諸会議の開催

当センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- ① 定時総会 6月
- ② 理事会 5月・8月・11月・2月（4回）

【令和7年度受託事業目標】

項目	目標値
会員数	210人
受注件数	1,400件
契約額	140,000,000円
就業延人員	24,000人
就業率	95%